

# 博物館における 収蔵品データベースの公開に関する考察

中 西 裕

## 概要

博物館では、デジタルアーカイブの構築に関する試みは盛んであるものの、収蔵品データベースの公開や共通化といった取組みは必ずしも順調に推移していない。国が推進しようとしてきた博物館資料の共通データベースも、まだ実用段階には遠い状態と言わざるを得ない。そこで本稿では、仏像を典型例として、博物館における収蔵品データベースの公開が困難な原因の一端を考察し、画像付収蔵品データベース構築の実現への方途を提言する。

## I. はじめに 一博物館資料の特性一

博物館と並ぶ社会教育施設である図書館においては、早くから各館の蔵書目録の電子化、データベース化が進められ、公共図書館や大学図書館等ではOPAC<sup>(注1)</sup>を公開することがすでに当然のこととなっている。そればかりか、Webcat<sup>(注2)</sup>では全国の大学図書館等の横断検索が可能であり、また岡山県のように県立図書館が中心となって県内の公共図書館等を横断検索できるシステム<sup>(注3)</sup>が構築されているような例もある。国会図書館の「ゆにかねっと」<sup>(注4)</sup>では国会図書館蔵書に加えて全国の県立図書館等の横断検索を行うことができる。

また、ISBN（国際標準図書番号）を付与することによって、世界規模で出版物の総背番号制が実現し、出版物を一意に同定することが可能になったことも、データの共通化に大きく貢献している。ISBNを特定

できれば、図書館の所蔵検索が容易であるのみならず、オンライン書店の在庫も、読者のレビューもネット上で容易に検索可能である。

同様のことを博物館資料について行える必要はないだろうか。博物館関係者や研究者にニーズがあることは自明だが、一般の利用者にとっても、図書館同様に博物館資料が横断的に検索できることのメリットは大きいだろう。たとえばある戦国武将に興味を持った歴史ファンが、お目当ての人物ゆかりの品を見て回ろうとするとき、武将ゆかりの地の博物館・記念館・資料館を巡るだけでは資料を見尽くすことはできない。特に書状や贈答品などは受け取った側の人物の地元の館に所蔵されていることが多い。全国の博物館・美術館の収蔵品の横断検索ができ、その展示のスケジュールを確認することができれば、博物館巡りの旅に新たなニーズと楽しみを作り出すことができるはずだ。

図書館資料データベースの共通化も決して平坦な道程ではなかったわけだが、博物館資料より大きく先行できた理由として次のような特性が指摘できる。

- ・資料そのものが言語的所産であり、少なくとも書名等についての表記の標準化が困難ではなかった。
- ・貸出業務などの面でも、データベース化のニーズが高かった。
- ・読書は人気のエンターテイメントでもあり、一般利用者からの検索ニーズも多かった。
- ・図書館の蔵書の所有権は基本的に図書館にあり、データベース化に関して権利処理が不要。

これに比して博物館資料は次のような問題を持っている。

- ・資料が言語的所産ばかりではなく、むしろ言語的でない有形文化財（仏像・絵画などの美術工芸品）が多い。そのため画像情報がないと資料

- の特定が難しくデータベースのマルチメディア化を必要とする。
- ・博物館資料は有形物であり、横断的に検索するためには呼称・サイズ・制作年・員数等に関する表記法が標準化される必要がある。
  - ・展示の性格上、収蔵しているもののすべてを利用者に見せられるわけではなく、収蔵品データベースを公開したとしても利用者のニーズに合わせて展示できるわけでもない。
  - ・収蔵品が必ずしも博物館の所有ではないため、データベースを公開する際に画像の使用に関して所有者の承認がなかなか得られないことがある。

このように、博物館資料の共通データベース化は図書館のそれに比べると格段に難度が高いと言える。

## II. 博物館資料の公開の取組み

我が国において博物館情報の一元化について明確な動きがあったのは、「インターネット元年」と言われた1995年の翌年のことである。1996（平成8）年、文化庁長官官房より「文化情報の発信のための基盤整備—文化情報総合システム—」の施策が発表された(注5)。「文化財情報システム・美術情報システム」として、まず国立博物館・国立美術館および国立文化財研究所が所有する収蔵品をデータベース化してインターネットに公開し、将来的には全国の公私立の博物館・美術館・埋蔵文化財センターなどの参加を得て全国レベルでの総合的な検索システムを目指す、というものであった。この「文化財情報システム・美術情報システム」に「地域文化情報システム」「現代舞台芸術情報システム」を加えて「文化情報総合システム」を構築するという構想である。この構想をもとに、東京国立博物館のサーバを利用し、公私立の博物館・美術館がインターネット上に公開している収蔵品の情報を一元的に検索できる「共通索引」の試行が行われた。

共通索引の普及を目指した組織である文化財情報システムフォーラムは2004年3月に文化庁の「文化遺産オンライン」構想の中に発展的解消する形で終焉を迎えた<sup>(注6)</sup>が、当初目指したような全国規模の共通索引はまだ実現していなかった。

収蔵品情報の一元化に至らなかつた原因について、大明(2007)<sup>(注7)</sup>は、収蔵品のドキュメンテーションの記述の統一に一定のモデルは示されたものの具体的記述例が示されず、各館の「自由」とされたことがかえつて現場の戸惑いを招いたと指摘している。

一方、「共通索引」を引き継いだ「文化遺産オンライン」<sup>(注8)</sup>の現状はどうだろうか。「文化遺産オンライン」のサイトでは条件を入力して検索すると文化財の諸元の情報とともに比較的高画質な画像も画面上で閲覧することができる。

このプロジェクトには国公私立博物館・美術館を始めとして「旧〇〇家住宅」といった施設、大学の研究所や一部の水族館、サファリパークまで合わせて全国925の施設が登録しているが、そのうち収蔵品を検索可能な状態にしている施設は111館にとどまっている。しかも、そのうちのほとんどの施設は提供している収蔵品情報が1件もしくは数件ときわめて少数である。ごく一部の大規模館が100件から数百件(多くは絵画)の情報を提供しているに過ぎない<sup>(注9)</sup>。データベースの全件数は3万点余りであるが、そのうち14,000件近くを「国指定文化財等データベース」のデータが占めている。また「建造物修復アーカイブ」(財団法人文化財建造物保存技術協会)のデータも多くの部分を占めており、全体としては博物館収蔵品の共通データベースとしての役割を担う存在にはなり得ていない。

では個別の館の収蔵品データベースが存在しないのかといえば、そういうわけではない。各館は、精粗の差こそあれ当初よりなんらかの形で資料台帳を整備しているし、多くの館では電子化も行っている。資料台帳に写真が添付されていることが多い。つまり多くの博物館において、

その内部業務用には画像情報を伴う悉皆的な資料データが存在している場合が多いと考えられる。

大明（2007）によれば、埼玉県立博物館では1987年前後に光ディスクによる画像ファイリングシステム（HITFILE650）を導入し、検索して資料写真を見ることができるようになっていたという。さらに他の県立施設と資料のメタデータを共通化して相互検索を可能にするための検討を行うワーキンググループも設けられた。その結果を大明は次のように述べている。

しかし、その後はどうであろう。サポートの期限切れを機にHITFILEは廃止され、現在では資料情報の管理は写真を貼付した紙のカードとExcelを併用した方法で行われている。数次に及ぶワーキンググループの検討結果も、結局は施策として形を成すには至らなかった。<sup>(注7)</sup>

これは決して特殊なケースではなく、他館においても、いったんはデータベース化したもののシステム更新時に予算が付かずにパソコンベースでの管理に戻ったというような事例を耳にする。博物館が、継続的に使える本格的なデータベースシステムを維持できていない現状は憂慮すべきである。

とは言うものの、たとえ紙ベースのものを併用するにせよ何らかの形で資料台帳は存在している。しかしこれを共通データベース化するためにはデータ記述構造が統一されねばならず、美術工芸のドキュメンテーションに関する規範の確立が前提となる。「ミュージアム資料情報構造化モデル」<sup>(注10)</sup>を始め、記述規範確立への取組みは決して貧しくないが、現実問題としては各館独自の記法で作られた既存の資料データから共通索引への移行は容易ではなかった。

我が国において、博物館の収蔵品の写真付きの悉皆的データベースが公開され、さらにそれを全国レベルで横断検索できるようになるには、

まだ越えなければならない障害が少なくないのが現状である。

### III. 画像情報の公開の問題

博物館収蔵品データベースの公開について障害となる事柄のうち、本稿では特に収蔵品の画像（写真）の公開に関する問題を取り上げたいと思う。

冒頭に挙げた図書館資料の場合と違って、博物館の収蔵品情報としては画像が欠かせない。たとえば名称で言えば「木造観音菩薩立像」と名付けられるべき仏像は無数に存在する。「木造観音菩薩立像」であり、かつ所有者が「○○寺」であり、年代が「○○時代」であり、像高20センチとしても一体を特定できない場合がある。そうしたとき、画像は博物館資料の属性として極めて重要と言うべきだろう。また研究の用だけではなく、保管場所の混乱が起こって目録との同定作業が必要になった場合や、盗難が発生した際などにも画像情報は力を発揮する。しかし現状では、収蔵品の一部（多くは館を代表する名品群）をデジタルギャラリー、デジタルアーカイブとして公開する館は増えつつあるが、収蔵品を悉皆的に画像公開する館はほとんどない。

「共通索引」の実質的創案者と言われている<sup>(注11)</sup> 東京国立博物館情報管理研究室長（当時）の高見沢明雄は博物館・美術館の高度情報通信化への対応を考察する中で、画像情報の公開について博物館・美術館側の「杞憂」としてこう述べている。

通信網上であまり作品を見せてしまうと、実際に館まで足を運ぶ人が減ってしまうのではないか。実物を見ないで済ます人が増えるのではないか。よそでは見られない作品を陳列するのが「売り」なのに、どこでも見られるようになってしまふと困るのではないか。等々杞憂の種は尽きない。<sup>(注12)</sup>

同稿の中で「とくに画像を出す場合には、若干の問題があるのが現状ではないか。館の側の『出し惜しみ』の場合もあるうし、近現代美術では、作者の著作権を守らなくてはならない。」とも述べている。主として博物館・美術館側の思いとして画像をネット上に出すことへの抵抗感を付度しての記述である。

しかし、本稿では画像公開の推進が困難である要因として別の視点を提示したい。それは、収蔵品の所有者の意向である。前述したように、博物館の収蔵品は図書館の蔵書と違って必ずしも館の所有品ばかりではなく、所有者から保管を寄託されているものが多数含まれている。寄託資料に関してはその画像の使用・公開について所有者の意思が尊重される。そこで、「所有者の意思」が寄託資料の画像公開に関して大きなハードルとなる要因について考えてみたい。ここではその典型例として、画像公開の特に難しい仏像について考察する。

## 1. 尊崇の対象としての問題

仏像は文化財であると同時に宗教的尊崇の対象であり、その面から寺院など仏像の所有者がインターネット上での画像の公開に強い懸念を感じる場合が少なくない。

具体的な要因としてはたとえば、画像を一般公開すること自体で仏像としての宗教的価値が棄損されるという感覚がある。「秘仏」、特に開帳などを行わない「絶対秘仏」が姿を公開しないことでその宗教的価値をいやがうえにも高めていることから考えれば、その逆に誰でもいつでも像姿を見ることができるということがその仏像の宗教的価値を減ずるという感覚は、宗教者でなくても容易に想像できる。

また、公開した画像が無許可で書籍や印刷物等に複製利用され、その印刷媒体の性格によっては崇拜の対象である尊像の姿が粗略に扱われるようなケース、たとえば尊像の印刷された観光パンフレットが丸めてゴミ箱に放り込まれるといったことも、おおいにあり得るのである。これ

は所有寺院等にとっては耐え難い不敬と感じられるだろう。

## 2. 所有者の財産的権利に関する問題

そもそも我が国の文化財政策・文化財保護制度は1871（明治4）年「古器旧物保存方」太政官布告に始まり、1897（明治30）年の「古社寺保存法」、1929（昭和4）年の「国宝保存法」を経て、1950（昭和25）年に現行の「文化財保護法」に至っているが、「古社寺保存法」以降一貫して指定文化財の所有権を否定せず、国費公費による修繕維持を行う制度となっている。公金を投入することで指定文化財は公共的な性格を帯びることになり、そのことと引き換えに所有者には文化財の保護や公開に関する一定の社会的責任が発生すると考えられるが、文化財の画像の流通に関して所有者がコントロールする権利については事実上否定されていないのが実態である。ましてや指定品以外の文化財については所有者の権利はより強いものとなる。

しかしながら、文化財保護法でも重要文化財の譲渡に一定の制約が課されているように（同時に税制面でも優遇措置が講じられている）、文化財の所有権は一定の制限が設けられるべき性格のものもある。文化財の持つ社会教育上の役割を考えたとき、指定品であるなしに関わらず、所有者の権利行使は過度に及ばぬよう配慮する社会的負託があると考えることが妥当だろう。

しかし一方、明治政府による地租改正により旧寺社領の多くを失った文化財所有者側としては、現実問題として、所有文化財の展示や画像公開から相応の対価を得るという財産的な価値についても無視できないだろう。そのような状況を考えれば、インターネット上に画像を公開することで、それが複製され、無許可で書籍や印刷物などに転載されるといった問題も大きな懸念となる。インターネット上に公開した画像について、その後の流通をコントロールすることは技術的に必ずしも容易ではない（後述）が、画像の流通のコントロールは前述の宗教的意味合いとは別

に財産的意味合いからも必要性が認められる。

さらに、特に仏像の場合は盜難懸念も問題になる。一種の「仏像ブーム」でもある昨今、京都の東寺（教王護国寺）<sup>(注13)</sup>や建仁寺<sup>(注14)</sup>を初めとして地方の小寺院に至るまで全国各地で仏像の盜難が相次いでおり、仏像を売りさばく間のマーケットの存在も取り沙汰されている。一般に指定文化財については容易に「足がつく」ため盜難の標的にされにくいが、指定品でない仏像について画像を公開することで盜難の標的になるのではないかというのが寺院側の懸念である。

#### IV. 画像付きデータベース実現への提言

このような懸念をクリアして所有者の理解も得つつ、一方では文化財のもつ公共的役割もまっとうするために、博物館の収蔵品や展示品の画像を適正に公開するにはどのような方途があるだろうか。インターネット上に収蔵品のデータベースを一般公開するという前提で、技術的な側面と法的な側面の両面から、現状を開拓するための方策をいくつか提言したい。

##### 1. 技術的な検討

###### 1-1 画像の画質を落とす

最も簡単な方法がデータベース所収の画像の画質を「印刷に堪えないほど」落とす、というやり方である。コンピュータのディスプレイは通常72dpiの解像度で構成されているが、印刷物においては数百～千数百dpiといった高解像度を必要とする。そこで、コンピュータディスプレイ上でなら実用範囲だが印刷には不向きなサイズの画像を使うことで、無許可の複製使用が事実上かなり防げる。この方法は簡便ではあるが、画面上で文化財の鑑賞が可能なデジタルアーカイブ、デジタルギャラリーにはならない。あくまで資料識別のための情報という利用価値

にとどまる。

平成21年に改正された著作権法において「第四十七条の二」として「美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等」の規程が追加され、美術の著作物を販売する際に著作物の写真を撮って公開することが著作権者の許諾なく行えることになったが、この場合も権利者の利益を不当に害しないために画質を一定以下に落とすことが義務付けられている。権利者の利益を守りつつ画像を公正に利用する場合、画質を落とすという方法は現実的である。

### 1-2 画像に文字を入れる

画像の中央付近に「○○博物館」といった文字を乗せてしまうという方法である。レイヤーに対応していない画像形式で文字入れをして文字と画像を分離不可能にすれば、転用ができないくなる。これも1-1同様、鑑賞価値は著しく下がるが、比較的簡便で不正使用を防ぐには現実的である。

### 1-3 「右クリック禁止」にする

この方法は、各博物館のデジタルギャラリーでも「文化遺産オンライン」でも現に採用されている方法で、JavaScript(注15)などのweb上の簡易なしくみを使って、画像を「右クリック」して「名前を付けて画像を保存」する操作をできなくなる方法である。特段の費用も必要としないので現在広く行われている。

ただしこの方法は、パソコン操作に不慣れなユーザに対しては一定の効果があるものの、ある程度知識のあるユーザなら容易に画像ファイルのダウンロードが可能である。たとえばHTMLソースを解読して当該画像のURLに直接アクセスしたり、別途ホームページダウンロードソフトを利用したりする方

法がある。またPrintScreenキー等を使用して画面イメージのキャプチャ<sup>(注16)</sup>を行う方法などもあり、右クリックを禁止しただけでは画像流出の抑止効果は限定的である。

#### 1-4 WEBコンテンツ保護ソフトを利用する

上記の「右クリック禁止」の問題をほぼすべて解決し、画面上での表示は可能だが画像ファイルを保存できないようにするためには、専用のWEBコンテンツ保護ソフト（以下保護ソフト）を利用する方法がある。国内でもすでに複数の製品が販売されている。

これは、当該のホームページにコンテンツ保護の仕組みを組み込み、ユーザ側パソコンに保護ソフトのクライアントプログラムをインストールすることによって実現するシステムである。この保護対象になったサイト（Webページ）には、指定のブラウザ<sup>(注17)</sup>でしかアクセスすることができず、また初めてアクセスしたときにユーザのブラウザに保護ソフトのプラグイン<sup>(注18)</sup>をインストールすることを求められる。これに従ってプラグインをインストールすると、ユーザはそのサイトに関して、画像を右クリックして保存することはもちろん、プリントアウトすることも、画面キャプチャの操作をすることもできなくなる。ホームページダウンロードソフトを使おうとしても、特定のブラウザからのアクセスしか受け付けないので拒否される。指定のブラウザからのアクセスであってもキャッシュ保存<sup>(注19)</sup>は抑止される。つまり画面をカメラで撮影する以外の方法で画像を複製することが不可能になる。現在のところWeb上の画像の複製・不正使用を最も強力に阻止できるのがこの種のシステムである。

このような保護ソフトを使えば高画質の画像を安全に公開で

きるので、悉皆的収蔵品データベースとオンライン観賞用のデジタルアーカイブを同時に実現することも可能である。

問題点は、特定のブラウザからのアクセスしか許さないこと、ユーザのパソコンにプラグインをインストールさせる必要がある点である。多くの利用者にとってかなり利用のハードルが上がるうことになり、事実上アクセス不可能になる利用者も出てくる。公共機関として広く国民の検索の用に供するという社会教育施設の役割を考えると、もろ手を挙げて採用はしにくいだろう。さらに、有償のシステムなのでそれなりの予算措置が継続的に必要になる。

## 2. 法的な検討

現行の著作権法では、博物館・美術館等が美術の著作物を展示するときに著作権者の許諾を得ずに図録等に写真を掲載できることになっている。

(美術の著作物等の展示に伴う複製)

第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第二十五条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。

しかしこれは著作権者の権利を制限しているだけで、所有者の権利を制限する規程ではない。では所有者から寄託された博物館収蔵品について館が自ら写真撮影を行ってそれをデータベースとして公開する際の、文化財の所有者の権利についてはどう考えればよいのだろうか。

文化財の画像の使用について所有者が権利を持つことの法的根拠は著作権法ではない。一見所有者が著作財産権の一つである複製権を行使し

ているように見えるが、所有者は有体物を自由に処置する権利を有しているのみで、その美術的側面・著作的側面についての権利を有しているわけではない。したがって、写真の撮影許可、使用許可については、著作権の問題ではなく、所有文化財を博物館に寄託もしくは貸出する際の契約上の問題であるに過ぎない。そこで寄託契約の際にデータベースへの写真掲載を許諾する文言を入れるということが最も法的に妥当な方法である。法律改正などは必要とせず、各館の管理規程等の改訂で実現できる。

しかしもちろん、契約の自由の原則により、所有者側がその条件を飲まない自由はある。そこで全国の博物館・美術館等が足並みをそろえて交渉にあたることが必要である。データベース目的の写真撮影の許諾を含む寄託契約を一般化するために、日本博物館協会などが寄託契約のガイドラインを示すといった取組みも有効だろう。

#### V. まとめ 一所有者の理解一

以上述べたような技術面と契約面の方法は、どちらか一方で十分機能するものではなく、双方バランスよく併用することが必要である。博物館等の社会教育施設と宗教施設としての寺社は文化財に対して違う立場を持っている。互いの信頼関係が好ましい文化行政の基礎であり、制度で強制して画像公開に至ることは現実的でない。

そこで何よりも重要なのは文化財所有者の「理解」である。文化財の所有者として資金的にも税制的にも優遇されている立場の寺社は、文化財を広く国民の社会教育に供していくという社会的負託に対して、より意識的であるべきだろう。

これは決して所有者の権利、権益の一方的な縮小というわけではない。それどころか、文化財の画像を公開することは同時に社寺にとってメリットをもたらす側面もあるのである。たとえば画像を公開することで盗難はかえって防げると言えないだろうか。国民誰もが容易に検索可能

なデータベースに仏像の画像が収載されていることで、指定文化財以外のものについても閲覧ルートでさばきにくくなるはずである。その面からは、博物館収蔵品のみならず、広く寺社等の持つ文化財がインターネット上で検索可能になることは、所有者にもメリットがある。盗難対策ばかりではない。データベースで寺宝の存在を知り、参拝・拝観に訪れる人も増えるだろう。これは収蔵品データベースの公開で博物館への来館ニーズに新しい展開が生まれると同様である。

「秘することによる価値」も否定できないが、同時にこのような「公開することによる新たな価値」にも目を向けたいものである。

### 《謝辞》

本論文の執筆にあたって、就実大学人文科学部表現文化学科教授土井通弘氏には、氏自身の博物館での長年の実務経験と研究活動の中から得られた貴重な情報ならびに示唆をいただいた。本論文における博物館の現状については氏の提供情報による部分が多い。ここに謹んで謝意を表したい。

### 《注》

1. OPAC…Online Public Access Catalog。インターネット上に公開された図書館の蔵書目録。
2. Webcat…国立情報学研究所が運営する、全国の大学図書館等の蔵書の総合目録。
3. 岡山県立図書館が運営する「岡山県図書館横断検索」システム。  
(<http://oudan.libnet.pref.okayama.jp/>)
4. ゆにかねっとは、全国の都道府県立図書館・政令市立中央図書館・国立国会図書館の所蔵する和図書の総合目録で、国立国会図書館が運営している。  
(<http://unicanet.ndl.go.jp/>)
5. 「文化庁月報」No.332（1996年5月）所収

6. 「文化財情報システムフォーラムの発展的解消について」、平成16年3月1日、東京国立博物館公式サイト内 (<http://www.tnm.jp/bnca/> 参照：2011-8-25)
7. 大明敦「博物館資料情報データベースの構築に向けて 一博物館におけるドキュメンテーションの意義と必要性ー」（『埼玉県立歴史と民俗の博物館 紀要』創刊号、平成19年3月25日）
8. 「文化遺産オンライン」 (<http://bunka.nii.ac.jp/>)
9. 2011年10月1日調べ。
10. 「ミュージアム資料情報構造化モデル」（2005年12月16日、東京国立博物館 博物館情報処理に関する調査研究プロジェクトチーム）
11. 水谷長志「ネットワーク上にある美術情報と美術および美術館の関係を考える 一文化財情報システム「共通索引」に触発されながらー」（『情報の科学と技術』48巻2号、1998）による。
12. 高見沢明雄「高度情報通信環境の中の博物館・美術館」（『文化庁月報』No.332、1996）
13. 2008年12月、東寺毘沙門堂の不動明王立像（非指定品）。
14. 2009年1月、建仁寺方丈の木造十一面觀音座像（非指定品）。
15. JavaScript…プログラミング言語の一つ。あまり複雑でない動的なWebサイトを作成するのによく使用されている簡易言語。
16. キャプチャ…ここでは、ディスプレイなどに表示されている画面を他のソフトウェアで利用できるように画像として保存すること。
17. ブラウザ…ここではウェブブラウザのこと。Internet ExplorerやFirefoxなど、Webページを表示するためのソフトウェアの総称。
18. プラグイン…ここではブラウザに機能を追加する小プログラムのこと。
19. キャッシュ保存…ここではブラウザキャッシュのこと。ブラウザで表示したサイトの情報をハードディスクに保存しておき、再表示の際に高速で表示できるようにする機能のこと。

